

【記載例】

肥料登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。  
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項）の規定により肥料の見本を添えて登録申請します。

記

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 **千葉肥料株式会社**  
代表者 **代表取締役 千葉 太郎**  
所在地 (〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941番地1**
- 2 肥料の種類 **加工家さんふん肥料** ←肥料の種類について、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（以後公定規格と記す。）に該当するものを記載
- 3 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241** ←登録する名称を記載。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項（誤解を生ずる名称の禁止）に違反することのないよう、ご注意ください。
- 4 保証成分量その他の規格  
保証成分量 (%) **窒素全量 2.5**  
**りん酸全量 4.0**  
**加里全量 1.0**  
その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量(%)**  
**窒素全量の含有率1.0%につき**  
**ひ素 0.004**  
**その他の制限事項**  
**水分は20%以下であること**

記載した肥料の種類が、公的規格で定められた主成分の最小量以上であることが必要です。  
保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとして下さい。  
保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせて下さい。

公定規格では、肥料の種類毎にその他の規格も定められています。公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は「該当なし」とし、記載事項が多い場合は「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり」、「その他の制限事項は、公定規格のとおり」、または「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」のいずれか該当するものをご記載ください。

5 生産する事業場の名称及び所在地

名称 **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地(〒**266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808(電話番号:043-291-0151)**

審査等の問い合わせのため、連絡先電話番号をご記載ください(強制ではありません)。

6 保管する施設の所在地

1) 名称: **千葉肥料株式会社 本店**

所在地: 〒**266-0014** **千葉市緑区大金沢町941-1**

2) 名称: **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地: 〒**266-0006** **千葉市緑区大膳野町808**

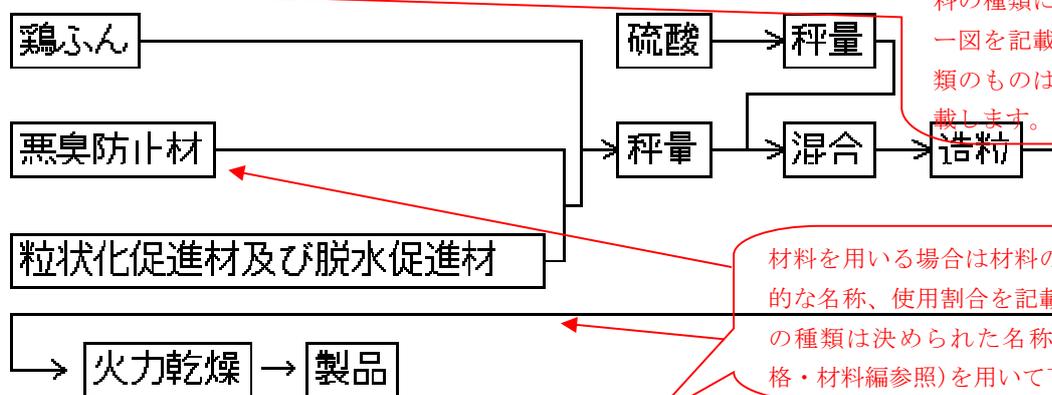
生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、通常、生産事業場も保管場所に該当します。

複数ある場合は、列記または別紙一覧としてもれなく記載します。

5と同じ場合、「同上」で構いません。

7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号に掲げる事項

例1(1)生産工程の概要

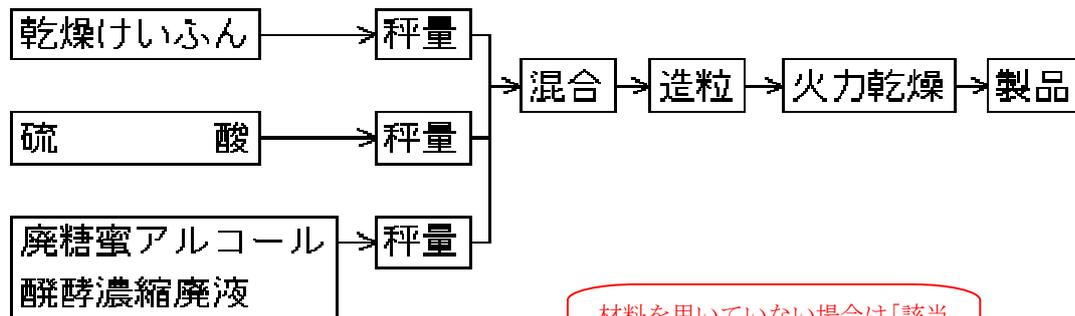


生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類については生産工程フロー図を記載します。他の肥料の種類の場合は「該当事項なし」と記載します。

材料を用いる場合は材料の種類及び具体的な名称、使用割合を記載します。材料の種類は決められた名称(手引 公定規格・材料編参照)を用いて下さい。

(2) 悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進する材料は、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物(95:5)であり製品中40%以内使用する。

例2(1)生産工程の概要



材料を用いていない場合は「該当事項なし」と記載します。

(2) 該当事項なし

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

千葉県内で肥料販売(第三者への譲渡)行為を行う予定で、肥料販売業務開始届出書が未提出の場合は、「肥料販売業務開始届出書」を併せてご提出下さい。